

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

○公有財産規則の一部を改正する規則

（管財課）

一

告 示

○認証食品の認証

（食産業振興課）

一

公 告

○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者

（建築宅地課）

一

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（警察本部会計課）

二

○社会教育主事資格認定証書の交付

（警察本部会計課）

二

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

（管財課）

四

○衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設置

（管財課）

四

○衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

（管財課）

四

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧日

（管財課）

五

○衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称

（管財課）

五

等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

（管財課）

五

監査委員

○定期監査結果等に対する措置の公表

（管財課）

五

## 規 則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

○宮城県規則第七十七号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「こえる」を「超える」に改め、同条第一号中「植樹」の下に「又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置」を加え、同条第二号中「場合は」の下に「、発電設備の設置を目的とするものにあつては二十年、その他にあつては」を加える。

第二十七条第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、発電設備の設置を目的とする貸付けの場合の貸付料の額は、知事が県の施策等を考慮して定める相当の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第九百九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二百	ずんだ餅	佐々木みさ子	佐々木みさ子	遠田郡涌谷町涌谷字上町二十五
二百一	漬け魚介類	社 豊屋食品工業株式会社 代表取締役 奥津弘	社 豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田大字下名生字八剣二十

二 認証年月日

平成二十四年十一月二十二日

○宮城県告示第九百十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。  
 なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十四年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

良品住宅仙台合同会社

二 代表者の氏名

吉川 潤

三 事務所の所在地

大崎市三本木南谷地字要書三百三十一番三 サンハイツB・101

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十一年六月二十三日 宮城県知事（第五千六百四十九号）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

番の各一部

東松島市小松字谷地百九十五番一及び百九十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市大曲字下台百二十三番地 大江 誠

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年十二月二十六日（水）午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二二・七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十四年十二月十二日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月二十六日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十

五年一月十六日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年一月十七日（木）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and Deadline for Submitting Bid : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, January 16, 2013, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 302 Conference Room, 3rd Floor, Miyagi Prefectural Police Headquarters, January 17, 2013, 10 : 00 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十三号

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号）第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。

平成二十四年十一月三十日

宮城県教育委員会  
 教育長 高 橋 仁

認定番号	氏 名	認定年月日	交付年月日
三三四	赤間 良悦	平成二十四年十一月二十二日	平成二十四年十一月二十二日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があつた平成二十三年分及び平成二十二年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

なお、東日本大震災により、会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等したため、収支報告書の内容を完全に記載できなかった政治団体は、自由民主党宮城県第四選挙区支部、自由民主党宮城県第六選挙区支部、政経研究会「蔵」、みなと塩釜21、リアス・未来の会、阿部欽一郎後援会、伊藤新治郎後援会、臼井真人後援会、小野寺五典後援会、小野寺俊朗後援会、佐藤光樹後援会連合会

及び佐々木祐助後援会の十二団体である。

平成二十四年十一月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

○宮選管告示第百二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、次のとおり数開票区を設置したので、同項の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

開票区名	開票所にあてよとする場所		面積	有権者数	所属投票区
	建物の名称	所在地			
大崎市第一開票区	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二号	一、八三七㎡	八四、一八〇人	古川第一投票区から古川第三八投票区まで、松山第一投票区から松山第六投票区まで、三本木第一投票区から三本木第八投票区まで、鹿島台第一投票区から鹿島台第二投票区まで
大崎市第二開票区	大崎市田尻勤労青少年ホーム	大崎市田尻沼六番地	一三六・二㎡	一〇、〇七四人	田尻第一投票区から田尻第八投票区まで
大崎市第三開票区	大崎市岩出山体育センター	大崎市岩出山上野目字中川原二一番地	一、〇二六㎡	一六、九五七人	岩出山第一投票区から岩出山第六投票区まで、鳴子第一投票区から鳴子第八投票区まで

○宮選管告示第百二十九号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

平成二十四年十一月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 被登録資格決定の基準となる日  
平成二十四年十二月三日（ただし、年齢については平成二十四年十二月十六日とする。）

二 登録を行う日  
平成二十四年十一月三日

三 縦覧に供する日  
平成二十四年十一月四日

○高選審告示第百三十一号

平成二十四年十一月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の七第一項の規定による在外選挙人名簿の縦覧に供する日をおのり定め、  
平成二十四年十一月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員 菊地光輝

縦覧に供する日 平成二十四年十一月四日

○高選審告示第百三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条の規定による平成二十四年十一月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めること並びに  
平成二十四年十一月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員 菊地光輝

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁  
二 日時 平成二十四年十一月四日 午後五時

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、  
宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年11月30日

宮城県監査委員 安藤俊威  
宮城県監査委員 菅間進

宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 工藤 鏡子  
記

- 1 監査委員の報告日  
平成24年9月5日
- 2 通知のあった日  
平成24年10月31日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

- (1) 税務課・地方税徴収対策室
- イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進と適切な債権管理の指導徹底を図られた。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分 1,860,958,201円

過年度分 6,264,265,839円

合 計 8,125,224,040円

・H22年度収入未済額

現年度分 3,279,835,756円

過年度分 6,091,954,199円

合 計 9,371,789,955円

ロ 措置の内容

東日本大震災の影響から、県税滞納額縮減対策本部事業計画に代わる「県税滞納額縮減方針」を作成し、震災による被災者への配慮は継続しつつも、納税實力のある滞納者に対しては、原則として従来から取り組んできた差押中心の滞納整理を徹底することとした。

この方針に基づき、各県税事務所に縮減対策目標と事業計画を提出させたところである。また、滞納整理の進捗状況については、定期的に税務課へ報告することとし、税務課においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を行っていくものとした。

個人県民税以外の滞納額は着実に縮減が図られており、現在講じている対策を継続して実施していくこととする。

一方、滞納額が累積する個人県民税については、これまでの徴収努力により滞納額の増加に

歯止めがかかった。今後はさらなる縮減に向け、市町村との共同催告や県での直接徴収及び地方税徴収対策室での滞納整理を強化するほか、平成25年度からの個人住民税の特別徴収一斉指定制に向けて市町村とともにガイドラインを策定し、準備を進めていくこととする。

(2) 産業廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

（内容）

・H23年度収入未済額

現年度分 35,456,887円

過年度分 520,116,024円

合 計 555,572,911円

・H22年度収入未済額

現年度分 26,161,068円

過年度分 493,954,956円

合 計 520,116,024円

ロ 措置の内容

所在が不明として、納付命令書・督促状等の郵便物が返戻されている債務者については、公示送達により法的効果を確保した。また、債務者の住所確認調査を継続して実施するとともに、現地調査による居住確認を実施した。

債務者に対しては、督促、催告書による差押予告等を実施するとともに、差押え等を前提とした財産調査を実施した。また、債務者を直接訪問し、居住地の確認、周辺の聞き取り調査及び本人との直接交渉等を行った。

引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、資産調査や所在調査を継続して実施する。また、催告の強化や差押などの強制徴収の実施、一部納付の推進などにより、収入未済の縮減を図っていく。

(3) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

物品調達事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

固定型モニタリングポスト等の購入について 議会の議決を得るべきところ 得ていなかっ  
たもの

・予定価格 86,749,950円

・契約金額 38,808,000円

ロ 措置の内容

課内の職員に対して研修会を開催し、出納局が全庁的な再発防止策として講じた、関係様式に議会の議決に関するチェック欄を設けて多数の職員で確認できるようにする等の対策及び契約事務手続の周知徹底を図った。

今後、契約事務の適正な執行に一層努め、チェック体制の強化を図り、再発防止に取り組み  
ていく。

(4) 保健福祉総務課・震災擁護室

イ 監査委員の報告の内容

役員費及び賃借料の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しない  
ように対策を講じられたい。

（内容）

応急仮設（民間賃貸）仮設住宅借上げに係る家賃等を二重に支出したもの

・件数 1,859件

・金額 575,300,204円

ロ 措置の内容

応急仮設住宅としての民間賃貸借上げ住宅に係る家賃等の支出データの作成に当たり、入力  
誤りがあったため二重の支出が発生した。

支出データを作成している「民間賃貸住宅借上げ管理システム」の内容の再点検等を実施し、  
システム上の錯誤などによる誤払いのないことを確認すると共に、支出データ作成時のチェッ  
ク体制を強化し、再発防止に努めている。

(5) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同連約金及び児童保護費において、収入未済があったので、  
保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。  
（内容）

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

<p>・H23年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>16,603,956円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>77,675,604円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>94,279,560円</td> </tr> </table> <p>・H22年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>20,843,075円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>66,554,367円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>87,397,442円</td> </tr> </table> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金違約金</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>654,700円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>3,957,800円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,612,500円</td> </tr> </table> <p>・H22年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>702,400円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>3,435,800円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,138,200円</td> </tr> </table> <p>○児童保護費</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>2,961,260円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>14,862,814円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,824,074円</td> </tr> </table> <p>・H22年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>3,384,640円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>14,157,723円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,542,363円</td> </tr> </table> <p>措置の内容</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>収納促進については、滞納発生後速やかに借受人に対して督促通知を行い、納入されない場合には電話や訪問等による継続した償還督促を行っている。また、連帯保証人への連絡や償還請求も併せて行っているほか、借受人の生活状況に応じて分割納入を勧めるなど、計画的な取組を進めている。</p>	現年度分	16,603,956円	過年度分	77,675,604円	合 計	94,279,560円	現年度分	20,843,075円	過年度分	66,554,367円	合 計	87,397,442円	現年度分	654,700円	過年度分	3,957,800円	合 計	4,612,500円	現年度分	702,400円	過年度分	3,435,800円	合 計	4,138,200円	現年度分	2,961,260円	過年度分	14,862,814円	合 計	17,824,074円	現年度分	3,384,640円	過年度分	14,157,723円	合 計	17,542,363円	<p>貸付に際しては、各保健福祉事務所において借受人との面談や返済計画の実効性の確認など収入未済の未然防止に向けた取組を進めている。</p> <p>今後とも、各保健福祉事務所と収入未済縮減対策会議を定期的に開催し、情報共有を図りながら収納促進と適切な債権管理に取り組みたい。</p> <p>○児童保護費</p> <p>新規に措置入所するケースについては、納入義務者に対して、負担金納入についての十分な説明を行い、納入の必要性についての理解が得られるよう、また、生活困窮などにより、一括納付が困難な世帯に対しては、分割納入を指導し完済するよう、きめ細やかな助言・指導を行うよう児童相談所への指導を徹底していく。</p> <p>今後とも、各児童相談所との連携を常に密にして情報収集し共有化に努め、適切な事務処理の実施や収入促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行していく。</p> <p>(9) 障害福祉課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>児童福祉費（扶養保険費）、社会福祉費（第二啓佑学園）、児童福祉費（啓佑学園）及び雑入（扶養保険扶助費）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。</p> <p>(内容)</p> <p>○児童福祉費（扶養保険費）</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>735,290円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>11,713,760円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>12,449,050円</td> </tr> </table> <p>・H22年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,631,510円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>11,434,870円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,066,380円</td> </tr> </table> <p>○社会福祉費（第二啓佑学園）</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,175,092円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>451,080円</td> </tr> </table>	現年度分	735,290円	過年度分	11,713,760円	合 計	12,449,050円	現年度分	1,631,510円	過年度分	11,434,870円	合 計	13,066,380円	現年度分	1,175,092円	過年度分	451,080円
現年度分	16,603,956円																																																				
過年度分	77,675,604円																																																				
合 計	94,279,560円																																																				
現年度分	20,843,075円																																																				
過年度分	66,554,367円																																																				
合 計	87,397,442円																																																				
現年度分	654,700円																																																				
過年度分	3,957,800円																																																				
合 計	4,612,500円																																																				
現年度分	702,400円																																																				
過年度分	3,435,800円																																																				
合 計	4,138,200円																																																				
現年度分	2,961,260円																																																				
過年度分	14,862,814円																																																				
合 計	17,824,074円																																																				
現年度分	3,384,640円																																																				
過年度分	14,157,723円																																																				
合 計	17,542,363円																																																				
現年度分	735,290円																																																				
過年度分	11,713,760円																																																				
合 計	12,449,050円																																																				
現年度分	1,631,510円																																																				
過年度分	11,434,870円																																																				
合 計	13,066,380円																																																				
現年度分	1,175,092円																																																				
過年度分	451,080円																																																				

合計 1,626,172円

・H22年度収入未済額

現年度分 1,097,274円

過年度分 429,748円

合計 1,527,022円

○児童福祉費（啓佑学園）

・H23年度収入未済額

現年度分 280,577円

過年度分 1,431,987円

合計 1,712,564円

・H22年度収入未済額

現年度分 429,320円

過年度分 1,328,854円

合計 1,758,174円

○雑入（扶養保険扶助費）

・H23年度収入未済額

現年度分 160,000円

過年度分 270,000円

合計 430,000円

・H22年度収入未済額

現年度分 40,000円

過年度分 230,000円

合計 270,000円

□ 措置の内容

市町村など関係機関と連携し未納者の家庭環境や生活状況の把握に努めていくとともに、督促の送付、電話や家庭訪問による督促回数を増やすなど収入未済額の縮減に努めていく。特に収入未済が多い心身障害者扶養共済制度の掛金（扶養保険費）の未納者については、未納が続く場合、制度から脱退するよう促していく。

また、新たな収入未済を発生させないよう納入が遅れ始めた者に対しては初期段階から電話等による働きかけを行い、適切な収納管理に努めていく。

(7) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同連約金、未熟児療育費負担金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・H23年度収入未済額

現年度分 11,783,097円

過年度分 10,860,558円

合計 22,643,655円

・H22年度収入未済額

現年度分 1,125,392円

過年度分 10,626,310円

合計 11,751,702円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H23年度収入未済額

現年度分 3,692,575円

過年度分 16,369,140円

合計 20,061,715円

・H22年度収入未済額

現年度分 5,003,835円

過年度分 14,556,726円

合計 19,560,561円

○母子寡婦福祉資金貸付金連約金

・H23年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 2,241,700円

合計 2,812,900円

・H22年度収入未済額

現年度分 419,000円

過年度分 1,901,100円

合計 2,320,100円

○未熟児療育費負担金

・ H23年度収入未済額

現年度分 71,751円

過年度分 160,472円

合 計 232,223円

・ H22年度収入未済額

現年度分 49,797円

過年度分 159,016円

合 計 208,813円

○過誤私返納金

・ H23年度収入未済額

現年度分 357,545円

過年度分 271,768円

合 計 629,313円

・ H22年度収入未済額

現年度分 271,768円

過年度分 0円

合 計 271,768円

口 措置の内容

○生活保護扶助費返還金

平成24年5月に債権区分の見直し及び縮減目標の設定を行い、それに向けた対応策を検討し、収入未済額の縮減に努めている。

・ H23年度収入未済額

現年度分 11,324,521円

過年度分 10,508,287円

合 計 21,832,808円

(24年9月末現在)

(具体的な対応)

① 生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問を行って納入を指導している。保護が廃止となった世帯へは、債権管理担当者を中心に、訪問や電話により生活状況の確認を行い、納入を指導している。

② 一括返済が困難な世帯に対しては、履行延期特約申請による分割納入を指導した。

③ 年度当初の訪問時及び新規開始時に、被保護者に対し収入申告及び返還の義務等について説明し、返還金の発生防止に努めている。

④ 7月に課税調査を行い、就労収入や年金収入の未申告者に対し、返還の義務及び適切な収入申告について指導した。

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

債務者の償還状況を把握し、所内の「母子寡婦福祉資金貸付金償還対策会議」を開催し、個々の状況に応じた償還指導方法を決定した。これにより電話・文書による督促のほか、自宅及び勤務先の訪問による生活状況に応じた納入方法(分割納入等)の指導を行った。また、昨年度に引き続き訪問時間帯を夕方に変更する等、長期にわたり面会できなかった滞納者も含めて償還指導を行った。

未然防止策として、貸付申請があった場合、借受人、連帯借受人はもとより、連帯保証人も含めて面接を実施し、借受人、連帯借受人が返済できない場合は、連帯保証人が返済することについての意識付けを徹底した。また、償還期間到来前に借受人、連帯借受人と面接を実施し、改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めた。

更に、今年度からは、就学資金滞納防止対策として、就学終了前の借受人、連帯借受人と面接を実施し、生活・就学状況や就職の予定等を把握し、来年度から開始する償還に対する意識付けを徹底している。

・ H23年度収入未済額

現年度分 3,522,188円

過年度分 14,830,253円

合 計 18,352,441円

(平成24年9月末現在)

○母子寡婦福祉資金貸付金連約金

・ H23年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 2,205,700円

合 計 2,776,900円

(平成24年9月末現在)

○未熟児養育費負担金

収入未済額を縮減する対策として、文書及び電話（8回）による督促のほか、自宅訪問を延べ4回実施した。

訪問は事前連絡無しで実施し、滞納者自身が在宅した場合には本人へ、不在の場合は滞納者の親族（父母等）に事情を説明し納入を促した。

しかし、滞納者宅を直接訪問したものの既に転居した等の理由で直接面談できなかった滞納者も複数おり、過年度の収入未済の縮減が進まない状況である。今後も、収入未済額縮減のため文書及び電話での催促や自宅訪問での償還指導を実施し、自宅訪問する場合には訪問時間を夜間に変更することも検討していく。

未然防止策としては、申請者に対し、指定医療機関での手続き方法、給付範囲、自己負担額の納入方法、納入通知書の発送時期等詳細について周知徹底を引き続き行っていく。

○過誤払返納金

9月に督促状を送付し、納入指導を行ったが、一括返納となっているため納入が困難な世帯がほとんどであった。

生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問を行って納入を指導している。保護が廃止となった世帯へは、債権管理担当者が訪問や電話により生活状況の確認を行い、納入を指導しているが、高齢や収入減となり現在の生活維持がやっとの状態である世帯がほとんどであるため、返納が困難となっている。

必要に応じて、適正な収入申告及び過私があった際の返納の義務等について説明し、収入未済金の発生防止に努めている。

(8) 北部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・H23年度収入未済額

現年度分 3,353,474円

過年度分 11,505,195円

合 計 14,858,669円

・H22年度収入未済額

現年度分 1,806,036円

過年度分 10,119,316円

合 計 11,925,352円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H23年度収入未済額

現年度分 566,050円

過年度分 3,804,697円

合 計 4,390,747円

・H22年度収入未済額

現年度分 1,079,200円

過年度分 3,754,047円

合 計 4,833,247円

ロ 措置の内容

所内において「北部保健福祉事務所徴収金等納入事務実施要領」を定め、所長を座長とする「未収債権回収対策検討会議」、さらには回収の実務にあたる所内横断的組織である「未収債権回収チーム」を設置し、年度ごとの縮減目標額を盛り込んだ取組方針に基づき対応を進めている。

平成24年度の取組としては、検討会議において困難ケースへの対処の方向性を定め、回収チームを中心に家庭訪問や電話・文書での督促等を繰り返し実施している。また、2月を「未収債権回収強化月間」と定め、夜間訪問の実施等集中的な納入指導を実施している。

生活保護扶助費返還金については、被保護者に対し、収入の速やかな申告について指導を徹底するとともに、毎年の課税台帳照合調査等による収入の把握や、返還決定後の迅速かつ継続的な納入指導等の取組を強化し、収入未済の未然防止に努めている。

母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、貸付申請時の調査において、貸付要件の検討に加えて償還計画の妥当性も十分精査するとともに、他制度の活用についても助言し、新たな収入未済額が生じないように努めている。

(9) 観光課

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。

(内容)

<p>○自動車売機（栗駒レストハウス）</p> <p>4月1日に調定すべき自動車売機設置敷使用料について、12月に調定したものの          ・件数 1件          ・調定金額 53,760円</p> <p>○上記の貸付に伴う光熱水費</p> <p>4月1日に調定すべき自動車売機電気料について、6月に調定したものの          ・件数 1件          ・調定金額 40,730円</p> <p>○電柱敷地等</p> <p>4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、5月及び6月に調定したものの          ・件数 9件          ・調定金額 60,940円</p> <p>○建物（吹上高原センターハウス）</p> <p>4月1日に調定すべき建物使用料について、5月に調定したものの          ・件数 3件          ・調定金額 1,350,180円</p> <p>○建物（蔵王レストハウス）</p> <p>4月26日に調定すべき建物使用料について、5月に調定したものの          ・件数 4件          ・調定金額 8,461,050円</p> <p>○上記の貸付に伴う光熱水費</p> <p>4月26日に調定すべき光熱水費相当額について、5月に調定したものの          ・件数 4件          ・調定金額 1,547,390円</p> <p>○光熱水費</p> <p>4月28日に調定すべき公衆便所用電気料について、5月に調定したものの          ・件数 1件          ・調定金額 14,520円</p> <p>○什器（蔵王レストハウス）</p> <p>4月27日に調定すべき什器貸付料について、5月に調定したものの          ・件数 451件</p>	<p>・調定金額 2,229,050円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>震災後の災害復旧を優先して事業を進めており、業務が多忙になっている中で事務手続きに不手際があった。</p> <p>今後は、一覧表を作成し、適切な事務処理の進捗管理を行うこととする。また、使用許可時において、班・課内のチェックの徹底（一覧表を活用）を行うとともに、適正な事務手続き及び取扱を行うように班・課内において確認しあい、再発防止を図っていく。</p> <p>(10) 農林水産経営支援課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。</p> <p>(内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>・H23年度収入未済額</td> <td>4,280,000円</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>16,388,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>20,668,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>25,336,000円</td> </tr> </table> <p>・H22年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,804,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>12,354,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,158,000円</td> </tr> </table> <p>□ 措置の内容</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、債務者（連帯保証人を含む。）への電話連絡や訪問面談により生活実態を把握するとともに、関係機関から必要な情報を得て納入の指導を行うことで縮減を図っている。</p> <p>新規延滞者は発生していないが、長期延滞者の多くは離業、倒産による破産者や多重債務者などで収入も乏しく無資力に近い状態であり、ほぼ全員が高齢者であることから、今後も引き続き電話連絡と訪問面談等の実施により、少額でも可能な限り償還を促し、収納促進と適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(11) 住宅課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適</p>	・H23年度収入未済額	4,280,000円	現年度分	16,388,000円	過年度分	20,668,000円	合 計	25,336,000円	現年度分	4,804,000円	過年度分	12,354,000円	合 計	17,158,000円
・H23年度収入未済額	4,280,000円														
現年度分	16,388,000円														
過年度分	20,668,000円														
合 計	25,336,000円														
現年度分	4,804,000円														
過年度分	12,354,000円														
合 計	17,158,000円														

切な債権管理を図りたい。

( 内容 )

○県営住宅使用料

・ H23年度収入未済額

現年度分 66,531,312円

過年度分 206,449,755円

合 計 272,981,067円

・ H22年度収入未済額

現年度分 113,441,390円

過年度分 192,484,918円

合 計 305,926,308円

○県営住宅駐車場使用料

・ H23年度収入未済額

現年度分 5,631,000円

過年度分 9,769,700円

合 計 15,400,700円

・ H22年度収入未済額

現年度分 9,671,000円

過年度分 9,402,000円

合 計 19,073,000円

□ 措置の内容

平成23年度から25年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組んでいる。

平成23年9月に、滞納家賃縮減策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行った。

同年12月、同委員会からの「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。

この取組方針のアクションプランに基づき、下記のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を行っている。

○滞納者または連帯保証人に対する督促、催告、臨戸訪問の強化

当課と管理代行者（宮城県住宅供給公社）が連携して滞納者全戸の訪問督促を継続的に実施している。

○生活保護受給者の代理納付制度利用の徹底

平成24年9月現在、9機関（県保健福祉事務所及び市社会福祉事務所）で実施しているが、未実施の機関に対し引き続き代理納付の導入を働きかけている。

○入居資格要件に「県税、県営住宅家賃等の滞納をしていない者」を追加（平成24年4月1日から施行）

○明渡訴訟件数の拡大等

平成24年度はこれまでの倍程度の明渡訴訟を実施する予定である。

・平成23年度 19件実施

・平成24年度（9月末現在） 17件実施済

○多様な納付手段の導入

平成24年10月からコンビニエンスストア納付を導入した。

(12) 契約課

イ 監査委員の報告の内容

物品調達事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

( 内容 )

議会の議決を得るべき固定型モニタリングポスト等の購入について、仮契約を締結してい

なかつたもの

・ 予定価格 86,749,950円

・ 契約金額 38,808,000円

□ 措置の内容

指摘された事項の再発防止のため、関係様式に議会の議決に関するチェック欄を設けて多数の職員で確認できるようにするなど対策を講じるとともに、会計事務担当職員研修会等を通じて全庁的に事務の周知を図った。

(13) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

( 内容 )

○放置違反金

・ H23年度収入未済額

現年度分 8,114,000円  
 過年度分 26,236,095円  
 合 計 34,350,095円

・H22年度収入未済額

現年度分 11,002,000円  
 過年度分 26,853,135円  
 合 計 37,855,135円

○放置違反金に係る延滞金

・H23年度収入未済額

現年度分 604,600円  
 過年度分 1,500,790円  
 合 計 2,105,390円

・H22年度収入未済額

現年度分 682,690円  
 過年度分 951,100円  
 合 計 1,633,790円

□ 措置の内容

○催告による自主納付の促進

督促期限後も納付しない滞納者に対しては、催告状及び財産差押予告通知書の送付、電話や臨戸訪問による催告を強化し、自主納付を促した。

○追跡調査による時効完成債権の縮減

車両使用者の所在不明や車両転売による車両使用者不明等に対し、所在調査や追跡調査を行い、自主納付を促し、時効完成となる債権の縮減に努めた。

○催告に応じない滞納者への対応

再三の催告に応じない滞納者に対しては、滞納処分に移行した。